

# 部・課長「労働安全衛生法」速習セミナー

部・課長就任後、研修未実施なら

労働安全衛生法「6時間」速習セミナー

## 法律上

- 1 職場において労働者の安全と健康を確保する(労働安全衛生法に違反しないようにする)責任は、事業者(\*1)にあります。
- 2 事業者から選任され、指揮命令を受けて、安全衛生上の義務を履行する立場にある従業員が、違反行為をして労働災害を発生させたような場合には、「法人」にも、処罰が科されてしまいます(安衛法第122条)
- 3 この場合、法人が免責されるためには、従業員の「選任」に問題がなかったこと、及び選任後においても継続して従業員研修(\*2)等に努め、その仕事振りについて「監督」を厳格に履行していたことの証明ができなければなりません。

(\*1) 通常、事業者とは法人を指し、法人は代表取締役が代表しその責任下に運営されます

(\*2) ここで重要になってくるのが、従業員に対する「安全衛生、労働災害防止」に係る研修です。  
従業員=「部課長」を含み、部課長がその中核を占めます。

従業員(部課長等)研修もどこまでやればパーフェクトか、は難しいのですが、少なくとも、部課長選任後、安全衛生に係る研修を「全く実施したことがない」というのは問題でしょうから、優先して受講を検討されては如何でしょうか?

開催日 テキストが完成次第

平成22年早々にも予定

## 予定研修テーマから (次の事項を想定したセミナーを意図しています)

- 1 安衛法のねらいは意外とシンプル! 「職場における労働者の安全と健康を確保するため・三つの手段を講ずる」と。なるほど、さて三つの手段とは何?
- 2 労働災害防止の基本法-「労働安全衛生法」-エッセンスだけ理解する方法はないものか?
- 3 処分(処罰)は、徹底的な「管理責任追求型」と聞いたが、実際-どうなの、実際-年間何社が処罰されている? 最近のターゲットは?
- 4 例えば、部下の安全衛生教育-ライン管理者の立場からもチェックしておきたいが、「これだ」と云える労働安全衛生法の調べ方ってありますか
- 5 リスクアセスメント、最近聞くが、部下に説明できるほどに理解できていません。一言で「それは何」
- 6 「そこに、不安全状態があり不安全行動が重なる」のが典型的な災害発生メカニズムだが、最近問題視されている”マネジメント力の低下(不備)”って何?
- 7 安全衛生と健康管理の個別対策-法令上の危害防止基準(安全基準、衛生基準等)はどのようにチェックして行けばよい?
- 8 ラインにおける日常管理と安全衛生巡視
- 9 先取り安全の手法としての「KYT, ヒヤリハット, リスクアセスメント」
- 10 労働衛生管理の個別対策は、化学物質の管理、アスベストの管理、粉じんの管理、電離放射線、酸欠、騒音、振動、腰痛、熱中症、VDT作業の管理を重点に進めるとよい
- 11 部下の健康管理-健康診断と事後措置、過重労働の防止、メンタルヘルス対策は、なにをポイントに目配りするか?
- 12 部下の健康管理情報の取扱い-何をすべきか、何をしてはならないか
- 13 部課長たるもの-おのれの中に安全と品質と生産効率について、しっかりしたポリシーを確立する